

Title	保育士養成テキスト「保育原理」の教授内容の分析(2): 保育の価値、意義、理念、原理の整理
Author(s)	中谷, 奈津子
Editor(s)	
Citation	社会問題研究. 64, p.1-12
Issue Date	2015-02-20
URL	http://hdl.handle.net/10466/14445
Rights	

保育士養成テキスト「保育原理」の教授内容の分析（2）

—保育の価値、意義、理念、原理の整理—

中 谷 奈津子

大阪府立大学人間社会学部

要 旨

保育所保育指針制定以前から保育所保育指針の第2次改訂を受けて出版された保育士養成テキスト「保育原理」の教授内容を分析し、保育の「原理」に通じる価値や理念、意義等がこれまでどのようにとらえてきたのかを整理した。

その結果、テキストから抽出されたキーワードは多岐にわたっており、それらは整理され明確に認識されたうえで共有されていたとは言い難いのではと思われた。それらを内容の類似性に基づき整理すると、どの期にわたっても「個人の尊厳」、「子どもの権利保障」、「発達保障」、「人間形成」、「社会連帯」など、ほぼ同様の概念にたどり着くことが明らかになった。具体的な抽出内容は、時代や社会背景によって揺れ動き変化していることもうかがえた。保育の分野においても、「変わらないもの」「変えてはいけないもの」を明確に示す必要があると思われた。今後は、テキスト以外の調査対象や哲学、保育思想史なども考慮に入れる必要がある。

キーワード：保育の原理、価値、意義、理念、保育士養成テキスト

1. 問題の所在と目的

周知の通り保育士養成科目「保育原理」は、保育の基本的理念を体系的にとらえる科目として、保育士養成カリキュラムにおいて非常に重要な位置を占めるものとされてきた（林・吉田 1981、民秋・小田他 2003）。中でも、民秋（2009）は「そこから他のものがみちびきだされ、それによって他のものが規定される場所の始源、第一のもの」という哲学事典の「原理」の定義に依拠し、科目「保育原理」は、他の科目が「規定される場所の始源」すなわち、「根幹」・「本源」の役割を果たすものでなければならない、と指摘する。

こうした指摘を反映するかのように2010年保育士養成課程カリキュラム改定の際には、これまで「保育の本質と理解に関する科目」群の4番目に位置していた「保育原理」は、新たに1番目の科目として配列され、「教育原理」や「児童家庭福祉」「社会福祉」等の科目群の中心科目として位置づけられるようになった（保育士養成課程等検討会 2010, 汐見 2012）。またこれまで「保育原理」で教授されてきた内容の一部が新設の「保育者論」へと移行し、単位数も従来の4単位から2単位に変更されている。こうした「保育原理」を取り巻く状況の変化は、「保育原理」という科目で教授する内容の吟味、精選と、新たな体系化を迫るものである。民秋のいうところの保育の「始源」「根幹」「本源」、いうなれば保育の「原理」となるものを明確に示し、次世代の保育者たちがそれを基盤とし誇りとしながら、新たな学びや実践を切り拓いていけるようにしていくことが求められている。

まず「原理」という言葉の意味を再確認しておこう。既述の哲学事典によれば、「原理」とは「そこから他のものがみちびきだされ、それによって他のものが規定されるところの始源、第一のもの」であり、「みずからは他を必要としないだけでなく、他がいずれもそれを必要とせざるをえないもの」（改訂新版哲学事典編集委員会 1971）と定義される。また「すべての現象を成立させる基本法則。根本の理論」であり、「存在の根拠となる実在原理、認識の根拠となる認識原理、行為の規範となる実践的原理がある」（日本大辞典刊行会 1974）という定義もある。実在原理とは、宗教における心や神、唯物論における物質などがこれにあたり（改訂新版哲学事典編集委員会 1971）、本論はそこに言及できるものではない。また認識原理は、思惟や認識^{注）}のそれ自身確実なる出発点を意味しており（改訂新版哲学事典編集委員会 1971）、保育においては普遍的な意義や価値、本質的な理念がこれに相当するものと思われる。また、実践上の行為の規範となる実践的原理も保育の原理には存在すると考えられる。

筆者は先に、2008年以降に出版された保育士養成のための「保育原理」テキストの目次を総覧し、その教授内容の分析を行った。その結果、「保育の現状と課題」「発達過程に応じた保育」「日本の保育の思想と歴史」の内容のウエイトが大きく、「保育原理」で扱われる教授内容は非常に広範囲であることを明らかにした。同時に、各テキストの内容にはばらつきが大きく、保育の意義や理念、保育の目標に関する内容が乏しく脆弱であること等も確認された（中谷 2014）。このことはそもそも保育の「原理」に通じる価値や理念、意義が、テキストの書き手である執筆者にとっても、必ずしも明確に意識されておらず、漠然とそれらを扱っていることを意味する。「保育原理」が保育士養成の中核科目として位置づけるのであれば、保育の価値や理念を内包する「原理」を明確に提示したうえで、次世代の保育者となる学生たちに教授していく必要がある。

本研究の目的は、最終的には保育における「原理」を明確にしていくことではあるが、本論ではその前提として、保育士養成テキスト「保育原理」の教授内容を分析することによって、保育の「原理」に通じる価値や理念、意義等がこれまでどのようにとらえてきたのかを整理する。なお紙面の都合上、本論では扱う保育士養成テキストを、保育所保育指針制定以前に出版されたものから第2次改訂を受けて出版されたものまでとする。

2. 研究方法

(1) 「保育原理」テキストの抽出方法

書籍検索サイトWebcat Plusを用いて、「保育」と「原理」が主テーマである書籍を検索した（20130701実施）。そのうち高校家庭科教材、保育士試験対策用問題集、乳児保育や障害児保育、保護者支援など特定の分野に焦点化された著書、自費出版による著書等は対象から除外した。該当書籍は101冊となった。それらを第1期（保育所保育指針制定前：～1965.7）、第2期（保育所保育指針制定後：1965.8～1989.2）、第3期（保育所保育指針第1次改定後：1989.3～1999.9）、第4期（保育所保育指針第2次改訂後：1999.10～2007）、第5期（保育所保育指針第3次改訂後：2008～2013）として整理した。本来なら101冊すべてを分析する必要があるが、「原理」として明確に表記されていないものも多くみられ、内容を精読する必要があると思われるため、各期10冊ずつ検討することとした。各期の分析対象となる書籍の抽出方法は、全国大学図書館での所蔵数をCinii図書サイトで確認し、大学所蔵数が多いものから順に10番目までを分析の対象とした。同じ時期に改訂版が出されており、改訂版の所蔵数も上位に上がった場合は、当該改訂版を対象から外し、次点となっている文献を採用した。期をまたいで改訂版も上位を占める場合は、保育所保育指針改定後、本文の記述内容に変化があることも考えられたため、分析の対象に含めた。10番目の所蔵数が同数の場合はすべて採用した（表1）。本論では、第1期～第4期にあたる2007年以前に出版されたものを対象として報告する。

表1 対象となった「保育原理」テキスト一覧

期	NO.	名称	編著者（3名まで記載）	出版年	出版社
第1期	1	保育原理	小川正通	1955	金子書房
	2	保育の原理	牛島義友・谷川貞夫・平井信義	1956	金子書房
	3	保育原理	岡田正章・角尾稔	1965	川島書店
第2期 (指針制定後)	1	保育原理	梅根悟	1968	誠文堂新光社
	2	保育原理（改訂版）	村山貞雄・岡田正章	1970	学文社
	3	保育原理	岡田正章	1974	東京書籍
	4	保育原理	森しげる	1975	福村出版
	5	保育原理	秋山和夫	1978	医歯薬出版
	6	乳幼児の保育原理	赤塚徳郎・森しげる	1979	北大路書房
	7	保育原理	千羽喜代子	1979	光生館
	8	保育原理	林久雄・吉田宏岳	1981	福村出版
	9	保育原理	森上史朗・高杉自子	1989	ミネルヴァ書房
	10	ちよつとかわった保育原理	森 楸	1989	北大路書房
第3期 (指針第1次改定後)	1	保育原理（第3版）	待井和江	1991	ミネルヴァ書房
	2	保育原理（新訂）	大場幸夫・中田カヨ子・森上史朗	1992	教育出版
	3	保育原理	西頭三雄児・林陽子	1992	福村出版
	4	保育原理	田中未来・久保いと	1993	川島書店
	5	保育原理	待井和江・泉千勢	1994	東京書籍
	6	実践に学ぶ保育の原理	芝恭子	1995	相川書房
	7	保育原理	田中亨胤	1995	北大路書房
	8	保育原理	森上史朗・芝恭子	1996	光生館
	9	幼児教育・保育原理	角尾和子	1997	文化書房博文社
	10	現代保育原理	土山忠子・上田哲世・柏原栄子他	1997	建帛社
	11	保育原理	丸尾譲・秋川陽一・八木義雄	1997	福村出版
	12	保育原理	大戸美也子・新澤誠治・日吉佳代子	1999	樹村房
第4期 (指針第2次改定後)	1	保育原理	森上史朗	2001	ミネルヴァ書房
	2	保育原理	新・保育士養成講座編纂委員会	2002	全国社会福祉協議会
	3	現代保育原理	岡田正章・松山竹子	2003	学文社
	4	保育原理	民秋言・河野利律子	2003	北大路書房
	5	保育原理（第6版）	待井和江	2005	ミネルヴァ書房
	6	保育原理（新訂）	待井和江・泉千勢	2005	ミネルヴァ書房
	7	子どもの教育と保育の原理	大沼良子・榎沢良彦	2005	建帛社
	8	保育の実践・原理・内容	無藤隆・松井愛奈・増田時枝	2006	ミネルヴァ書房
	9	よくわかる保育原理	森上史朗・大豆生田啓友	2006	ミネルヴァ書房
	10	保育原理（改訂3版）	改訂・保育士養成講座編纂委員会	2007	全国社会福祉協議会

(2) キーワード抽出と分析の方法

「保育原理」テキストにおける目次を総覧し、保育に関する「原理」「意義」「価値」「理念」など、保育の原理に通じると思われる章、節、項から本文内容を要約した。要約に対応させたキーワードを付し、期ごとにキーワードを抽出した。第1期のキーワードは204、第2期239、第3期375、第4期269となった。キーワード1つにつき1枚のカードを作成し、内容の類似性に基づいて分類し表札を付した（第1段階）。第1段階で得られた表札に基づき、さらに内容の類似性に基づき分類し、表札を付した（第2段階）。これら一連の作業を第5～7段階まで行った結果、表2～5のように整理された。

3. 結果と考察

以下、期ごとにその結果を述べる。最終的なまとまりは【 】で表記し、その下位項目は降順で〔 〕、〈 〉、

[]、[] と記していくこととする。

（1）第1期：保育所保育指針制定前（～1965.7）

第1期では【個人の尊厳】【発達保障】【人間形成】【社会連帯】の4つが最終的なまとめりとして整理された。【個人の尊厳】は『個人の尊厳』『基本的人権の尊重』を内包するものである。すべての個人が尊重されるためには、すべての個人が参政権を有する民主主義を中心とした政治体制が必要であるし（芦部 2011）、暴力のない平和な社会の構築も必要となる（高見 2006）。よって《民主主義の構築》や《世界平和》などは個人の尊厳の基盤となるものとして集約することとした。また一般的に基本的人権には、平等権、自由権、社会権、幸福追求権などが含まれる（芦部 2011）。《幸福追求》や《自由権》、生存に関する項目は、『基本的人権の尊重』として集約した。

【発達保障】は『発達保障』と『教育保障』を内包するものとして集約された。第1段階では「発達保障」という語は抽出されておらず、[子どもの発達] や [発達の助長] という語が散見された。しかし子どもの可能性を発揮させるための援助は子どもの発達を保障するものと考えられ、《発達保障》という語を表札として採用することとした。一方《教育保障》は本来基本的人権の中に含まれるものであるが、「発達保障」の概念には学習権の保障を言及する立場もあること（青木・大槻・小川他 1988）、そもそも子どもの発達を保障するにはその社会で生きていくための教育を施す必要があること等から、ここでは【発達保障】の中に含むものとした。

【人間形成】は、『人間形成』『生きる力の基礎』から成るものとして集約された。[人格の完成] や社会の形成者、[文化の創造] といった語は、教育基本法にも盛り込まれている概念であり、【人間形成】は、[教育] と非常に近いものとして位置づけられる。ただ分類の第1段階では、各々のカードの抽象度がばらばらであり、何が集約されていくかの見通しが持てないままの作業であったために、結果として、別の枠組みとして集約されることとなった。しかし敢えていうなら、[教育] や『教育保障』の下位概念に、【人間形成】が示されると考えられる。

さらに『人間形成』の下位概念には、《自主性の育成》も抽出されたが、それは[自主性の育成] と[自発性の育成] から成る。保育の原理に関する論考では、倉橋（1924a, 1924b, 1924c）や堀合（1970, 1971, 1972）による一連の研究があり、そこでは「自発活動」「自発性」という語が用いられている。「自発性」とは、「他から教示され、または影響されるのではなく、内部の原因・力によって、思考・行為がなされること」（新村 1983）であり、倉橋はフレーベルを引用して「自己活動と云うものはそれ自身で外に現れてこようとするところのインパルズ（衝動）である」（倉橋 1924a）として、子どもの意思よりも純粋な内在的活動性を重視している。一方「自主」とは、「他人の保護や干渉を受けず、独立して行うこと」（新村 1983）とされ、自発性よりも個人の意思が重視される概念と読み取れる。子どもの自発性は大事にされなければならない概念であり、子どもの教育を行う場合もそこを出発点として始める必要があると思われるが、人間形成における普遍的な価値や理念、目標等を抽出しようとするならば、ここで用いられるのは衝動としての「自発性」よりも意思を伴う「自主性」が適切であると思われた。「自発性の育成」は、自主性やその先の主体性を養うための一つの方策としてとらえることが望ましいと思われる。よって本論では、第4段階の表札を《自主性の育成》として採択した。また『生きる力の基礎』は、保育所における多様な経験を通じて習得される様々な能力として集約されている。

【社会連帯】は、[社会連帯][家庭支援] という下位概念を持つ。社会連帯とは一般には「社会の一員としての人間の相互依存、相互扶助の関係」（日本大辞典刊行会 1974）と定義づけられている。社会連帯は、「結

表2 第1期（保育所保育指針制定前）～1965.7

第6段階	度数	第5段階	度数	第4段階	度数	第3段階	度数	第2段階	度数		
個人の尊厳	41	個人の尊厳	15	個人の尊厳	4	個人の尊厳	4	個人の尊厳	4		
				民主主義の構築	4	民主主義	4	民主主義	4		
				他者尊重	3	他者尊重	3	他者の尊重	3		
				世界平和	4	世界平和	4	世界平和	4		
		基本的人権の尊重	26	基本的人権の尊重	26	基本的人権の尊重	26	基本的人権の尊重	3	基本的人権の尊重	3
								幸福追求	4	幸福追求	4
								自由権	3	自由権	3
								生存保障	16	生存保障	3
										保護	7
										健康	6
発達保障	40	発達保障	40	教育保障	11	教育保障	2	教育を受ける権利	2		
						教育	9	教育	3		
				発達保障	29	子どもの可能性の伸長	11	子どもの可能性の伸長	11	発達の助長	7
								子どもの発達	18	子どもの可能性の発揮	4
										子どもの発達	9
										知的発達	9
人間形成	108	人間形成	48	人間形成	28	人間形成	9	人間形成	2		
						人格の完成	7				
				未来社会の形成者	19	未来社会の形成者	15				
						文化の創造	4				
						自発性の育成	14	自発性の育成	8		
								興味を活用	3		
		自主性の育成	6	自主性の育成	3						
				興味を引き出し	3						
		生きる力の基礎の育成	60	問題解決能力	3	問題解決能力	3	問題解決能力	3	問題解決能力	3
						創造性	8	創造性	8	創造性	8
								社会性	27	社会性	27
						道徳性	4				
協同	9										
基本的生活習慣の形成	8					経験学習	7				
		直接体験	4								
環境を通して行う保育	11	経験学習	7								
		直接体験	4								
社会連帯	15	社会連帯	15	社会連帯	15	社会連帯	7	社会連帯	1		
								福祉の増進	3		
						家庭支援	8	地域との連携	4		
								家庭の代替としての養育	5		
家庭支援	3										
合計	204		204		204		204		204		

び合う」「協働する」など人々の相互依存関係を意味しており、福祉の意味する他者との「さいわいの共有」にかかわる重要な概念である。友愛や慈善と大きく異なるのは、社会連帯が、単なる道徳的規範を超えた現代社会の新たな連帯を実質化するための社会政策を構築する理念として打ち出された点にある（池本 2007）。【社会連帯】に含まれる第1段階のキーワードは、[福祉の増進]や[地域との連携]、[家庭支援]、[家庭の代替としての養育]などであり、地域や社会のしくみや基盤の上に子育てが家族が生活していること、またそれぞれの家庭は支援の対象となることが浮き彫りになった。ただ、より「社会連帯」を強調するならば、各家族や個人同士が、主体として支え合うことを示すキーワードが必要であるようにも思われる。

（2）第2期：保育所保育指針制定後（1965.8～1989.2）

第2期においても、【個人の尊厳】【発達保障】【人間形成】【社会連帯】の4つが最終的なまとめりとして整理された。整理する際の観点は第1期とほぼ同様である。異なる点としては、【個人の尊厳】において、第1期では抽出されなかった「女性の就労権の保障」「児童の権利保障」などの概念が第1段階に含まれている。このことは1979年に国際連合で採択された「女性差別撤廃条約」（1985年日本批准）やILO締結の「家族的責任

表3 第2期（保育所保育指針制定後）1965.8～1989.2

第5段階	度数	第4段階	度数	第3段階	度数	第2段階	度数
個人の尊厳	40	個人の尊厳	40	個人の尊厳	2	個人の尊厳	2
				世界平和	3	世界平和	3
				基本的人権の尊重	35	基本的人権の尊重 自由の原理 女性の就労権の保障 幸福追求 生存保障 保護 児童の権利保障	4 2 4 3 8 12 2
発達保障	59	発達保障	48	発達保障	26	発達保障 発達 子どもの健全育成	9 12 5
				子どもの可能性の伸長	22	子どもの可能性の最大限発揮 乳幼児の発達理解 発達に応じた援助 現在を最もよく生きる	6 4 11 1
		教育保障	11	教育保障	11	教育保障 指導計画の実践 保護と教育の一体性	9 1 1
人間形成	133	人間形成	43	人間形成	15	人間形成	15
				人格の完成	4	人格の完成	4
				自我の形成	7	基本的信頼 自己主張	6 1
				未来社会の形成者	17	未来社会の形成者 自立 文化の創造 民主的社会的構築	4 6 4 3
		自主性の育成	22	自主性の育成	9	子ども主体 自主性の発達	2 7
				自発性の育成	13	自発性 興味の誘発	3 10
		未来をつくりだす力の基礎の育成	68	未来をつくりだす力の基礎	1	未来をつくりだす力の基礎	1
				創造性	9	創造性 表現力 豊かな感性	4 2 3
				論理的思考力	11	論理的思考力	11
				社会性	34	社会性 道徳性 愛他行動の発達 協調 基本的生活習慣の形成	7 6 3 10 8
経験学習	13	経験学習 総合活動としての保育 遊びを通して行う保育	11 1 1				
社会連帯	7	社会連帯	7	社会連帯	2	社会連帯	2
				福祉の増進	5	福祉の増進 社会資源の活用 保育者の協力関係	2 2 1
合計	239		239		239		239

を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」（1981年採択、1995年日本批准）などの影響から、男女の労働機会と待遇への関心、保育や家族援助への関心が国際的に高まっていたことを表している。子どもの権利についても国際児童年（1979年）での啓発、10年にわたる「児童の権利に関する条約」の草案作成の時代と重なり、子どもの権利の重要性に国内でも関心が寄せられつつあったことを示すものであろう。

一方で、第1期と比較して第2期で抽出されたキーワードカードは枚数こそ増加したものの、4つの概念に集約されるまでのプロセスは5つの段階であり、4期の中で最もシンプルなものであった。それぞれのキーワードの内容に多様性があるとは考えにくく、むしろ同質・類似のキーワードが抽出されていたことを示している。このことは保育所保育指針の制定によって、ある程度の保育への価値や理念、意義や原理に対する認識が共有されたことを意味すると同時に、そうした原理に通じる概念が、まだまだ未成熟なものであったことを意味するのではないかと考えられる。高橋は、「保育所保育指針雑感」で「最初の印象は、目的あるいは目標に、端的な表示が掲げられていない」と指摘し、「この指針から、保育への切ないばかりの情熱は湧いてこない。保育には、それにたずさわるものにとつての、情熱の源泉たる、脈々と胸打つ如き一貫した理念があってもよいのではないか。われらすべてのもの、という、これによりてこそ、という力強い目標があるべきではないか」と結んでいる。ここでいう「一貫した理念」とは、本研究で最終的に追及していきたい「保育の原理」につながるものである。つまり保育の実践の中で迷い、戸惑いながらも、価値として志向していく確固たる原理が、当時の保育所保育指針の中にはまだ、説得力を持って存在しきれていなかったとも考えられる。そうした指針との関係性が、保育士養成テキスト「保育原理」の記述内容にも反映していたと考えられた。

（3）第3期：保育所保育指針第1次改訂後（1989.3～1999.9）

第3期においては、【個人の尊厳】【発達保障】【人間形成】【社会連帯】に加えて【子どもの権利保障】の5つに整理された。整理する際の観点は、第1、2期とほぼ同様であるが、これまでと比較して〔子どもの権利保障〕に関する項目が多く抽出され、その着目を明確にしようと考えたため、【子どもの権利保障】を【個人の尊厳】と別枠で集約した。保育の対象を子どものみならず保護者を含む「人」ととらえるなら、それは【個人の尊厳】として集約されるものである。また「子どもの最善の利益の尊重」という現在では非常に重要な概念も、この時期初めて登場している。権利に関する記述は、第3期に最も多く抽出され（【個人の尊厳】22+【子どもの権利保障】66=88度数）、全体の2割を超えるものとなった。子どもの権利に関する項目の抽出が増加した背景には、日本の「子どもの権利条約」への批准（1994年）があることは否めない。さらに【社会連帯】に集約された「公的な養育責任」「働く親を持つ子どもの保育保障」「親の第一義的養育責任」も、「子どもの権利条約」の影響を受けた語である。

第3期の特徴はほかにも、新たに〔肯定的な自己概念の形成〕〔主体性の育成〕〔生きる力の基礎の育成〕〔遊びを通して行う総合的指導〕〔環境を通して行う保育〕などが抽出されたことにある。福川は、新たに改訂された保育所保育指針はエリクソンの発達観を下敷きにしていると指摘し、その理論は大人との相互作用によって形成される基本的信頼感を基盤に、子どもは自律性、自発性を獲得していくものとした（福川 1991）。本論でもその発達観をテキストの記述内容から読み取っており〔肯定的な自己概念〕と集約した。

また〔主体性の育成〕〔遊びを通して行う総合的指導〕〔環境を通して行う保育〕については、1989年の「幼稚園教育要領」改訂に伴って強調されるようになったものと思われる。特に従来の6領域から5領域への転換は、「教師主導型」の保育から「幼児主体」の保育への発想の転換を促すものとされ（泉1994）、幼稚園、保育所ともに園生活の主体は子どもであると主張されるようになった（秋山・大場・岡田他 1990）。第2期までは「自発性」や「自主性」という言葉が前面に出ていたが、第3期からはそれらが主体性に置き換えられ

表4 第3期 保育所保育指針第1次改訂後 1989.3～1999.9

第7段階	度数	第6段階	度数	第5段階	度数	第4段階	度数	第3段階	度数	第2段階	度数		
個人の尊厳	22	個人の尊厳	22	個人の尊厳	22	個人の尊厳	22	個人の尊厳	11	個人の尊厳	11		
								相互尊重	4	相互尊重	4		
								世界平和	5	世界平和	5		
								民主主義の構築	2	民主主義の構築	2		
子どもの権利保障	66	子どもの権利保障	66	子どもの権利保障	66	子どもの権利保障	66	基本的人権	38	基本的人権	5		
								平等権	2	平等権	2		
								幸福追求権	5	幸福追求権	5		
								自由の尊重	11	自由の尊重	11		
								生存保障	15	生存保障	15		
								子どもの最善の利益の尊重	5	子どもの最善の利益の尊重	5		
								子どもの権利保障	12	子どもの権利保障	12		
								保護される権利	11	保護される権利	11		
発達保障	93	発達保障	34	発達保障	34	発達保障	34	発達保障	19	発達保障	9		
								健全育成	10	健全育成	10		
				教育保障	59	教育	52	子どもの発達可能性の伸長	37	子どもの発達	15	子どもの発達	9
		知的発達	6							知的発達	6		
		教育保障	7							教育保障	7		
		教育	6							教育	6		
		教育の必要性	4							教育の必要性	4		
		養護と教育の一体性	5							養護と教育の一体性	5		
		子どもの能力の最大限の発揮	3							子どもの能力の最大限の発揮	3		
		発達の可能性	8							発達の可能性	8		
発達特性に応じた援助	4	発達特性に応じた援助	4										
子ども理解	6	子ども理解	6										
現在の自己充実	6	現在の自己充実	6										
現在を最もよく生きる	6	現在を最もよく生きる	6										
幼児期にふさわしい生活	6	幼児期にふさわしい生活	6										
乳幼児期の独自性	4	乳幼児期の独自性	4										
人間形成	179	人間形成	88	人間形成	88	人間形成	34	人間形成	16	人間形成	7		
								豊かな人間性	2	豊かな人間性	2		
								人格形成	7	人格形成	7		
								次世代社会の担い手	3	次世代社会の担い手	3		
								肯定的な自己概念の形成	23	社会的形成者	7	社会的形成者	7
						文化の創造	8			文化の創造	8		
						基本的信頼感の形成	11			基本的信頼感の形成	11		
						信頼感の形成	2			信頼感の形成	2		
				主体性の育成	31	自己効力感	4	自己効力感	4				
		自己の再構成	2			自己の再構成	2						
		自己実現	4			自己実現	4						
		主体性の育成	14			主体性の育成	14						
		自主性の育成	7			自主性の育成	7						
		自発性の発揮	6			自発性の発揮	6						
意欲	1	意欲	1										
興味	3	興味	3										
生きる力の基礎の育成	91	生きる力の基礎の育成	91	生きる力の基礎の育成	6	生きる力の基礎の育成	6						
				問題解決能力	8	問題解決能力	8						
				創造力	1	創造力	1						
				社会性	37	社会性	32						
				社会性	37	社会性	32						
				社会性	37	社会性	32						
				基本的生活習慣の形成	5	基本的生活習慣の形成	5						
				経験学習	39	経験学習	39						
経験学習	39	経験学習	39										
遊びを通して行う総合的指導	8	遊びを通して行う総合的指導	8										
環境を通して行う保育	18	環境を通して行う保育	18										
社会連帯	15	社会連帯	15	社会連帯	15	社会連帯	15	社会連帯	1	社会連帯	1		
								福祉の増進	3	福祉の増進	3		
								公的な養育責任	11	公的な養育責任	2		
								働く親を持つ子どもの保育保障	6	働く親を持つ子どもの保育保障	6		
								親の第一義的養育責任	3	親の第一義的養育責任	3		
合計	375	合計	375	合計	375	合計	375	合計	375	合計	375		

ているように読み取れる。さらに「生きる力の基礎の育成」についても、第3期に初めて第1段階から抽出された。「生きる力」は、1996年中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」において新たな教育の基本的方向として掲げられるようになったものである。それは「初めて遭遇するような場面でも、自分で課題を見つけ、自ら考え、自ら問題を解決していく資質や能力である」とも示されているが、幼稚園教育要領、保育所保育指針の改訂に先駆けて、科目「保育原理」の教授内容に一定程度の影響

表5 第4期 保育所保育指針第2次改訂後 1999.10～2007

第7段階	度数	第6段階	度数	第5段階	度数	第4段階	度数	第3段階	度数	第2段階	度数		
個人の尊厳	7	個人の尊厳	7	個人の尊厳	7	多様性の尊重	5	多様性の尊重	5	多様性の尊重 他者尊重	4 1		
						非暴力	1	非暴力	1	非暴力	1		
						民主主義の構築	1	民主主義の構築	1	民主主義の構築	1		
子どもの権利保障	47	子どもの権利保障	47	子どもの権利保障	47	基本的人権の尊重	20	基本的人権の尊重	3	基本的人権の尊重	3		
								自由	3	自由	3		
								幸福追求	2	幸福追求	2		
								平等	1	平等	1		
								生存保障	11	生存保障	11		
						子どもの権利保障	27	子どもの権利保障	27	子どもの権利保障 意見表明権 保護される権利	7 5 15		
発達保障	60	発達保障	11	発達保障	11	発達保障	11	発達保障	11	発達保障 健全育成	7 4		
								教育保障	7	教育保障	7	教育保障	7
		教育保障	49	教育	42	教育	13	教育	13	教育	13	教育 乳幼児の教育	9 4
										子どもの発達可能性の伸長	24	子どもの発達可能性の伸長	13
						現在の自己充実	6	現在を最もよく生きる 幼児期にふさわしい生活	4 2				
						現在の変容	5	現在の変容	5				
						養護と教育の一体性	5	養護と教育の一体性	5				
						人間形成	114	人間形成	41	人間形成	41	人間形成	3
次世代社会の担い手の育成	4	次世代社会の担い手	4	次世代社会の担い手 地域文化の伝承	2 2								
個性化	2	個性化	2	個性化 自己実現	1 1								
健康な自我発達の促進	16	健康な自我発達	14	自我発達 土台としての信頼関係 情緒の安定 愛情	1 4 5 4								
				自信の形成	2							自信の形成	2
主体性の育成	16	主体性の育成	16	主体性の育成 自主 自発性 興味・関心	7 1 3 5								
生きる力の基礎の育成	73	生きる力の基礎の育成	3	生きる力の基礎の育成	3			生きる力の基礎の育成	3	生きる力の基礎	3	生きる力の基礎	3
										問題解決能力	3	問題解決能力	3
		創造性	9	創造性	9			創造性	9	創造性	9	創造性 感性の芽生え	7 2
										社会性	29	社会性	29
		基本的生活習慣の形成	5	基本的生活習慣の形成	5								
		コミュニケーション能力	5	コミュニケーション能力	5								
		協働	2	協働	2								
		経験学習	29	経験学習	29			経験学習	29	経験学習	17	経験 直接体験 生活技術の拡大 試行錯誤 思考の拡大	2 5 3 4 3
遊びを通して行う総合的指導	9					遊びを通しての指導 遊びの保障 総合的指導	4 3 2						
環境を通して行う保育	3					環境を通して行う保育	3						
子育てしやすい社会の構築	6					子育てしやすい社会の構築	6						
社会連帯	41	社会連帯	41	社会連帯	41	公的な養育責任	35	公的な養育責任	35	公的な養育責任 子育ての社会的支援の必要性 保護者支援 働く親を持つ子どもの保育保障	6 10 13 6		
								合計	269	269	269	269	269

を及ぼしたのではないかと思われた。

(4) 第4期：保育所保育指針第2次改訂後（1999.10～2007）

第4期は第3期と同様、【個人の尊厳】【子どもの権利保障】【発達保障】【人間形成】【社会連帯】の5つに

整理された。整理する際の観点も、これまでとほぼ同様である。第3期と比較して着目される場所は、第一に、【個人の尊厳】や【子どもの権利保障】に関する抽出度数が減少したことである。テキストを要約する際にも、世界的な人権に関する関心、基本的人権に関する記述に迫力を感じられないような印象を受け、そもそも人権についての関心が希薄化しているのではと感じていたが、抽出された項目を概観するに、その予想は的中していた。憲法制定から50余年を経て、社会全体における人権意識が相対的に弱まっていたことを示しているのではないだろうか。

第二に、増加した抽出項目として、保護者支援や子育て支援に関するものがあげられる。1990年「1.57ショック」以降、政府は「エンゼルプラン」「新エンゼルプラン」を策定し、政策としての子育て支援に本格的に着手し始めた。1999年は「新エンゼルプラン」が策定された年であり、社会的には核家族化や都市化、少子化などの影響から、育児不安や育児ノイローゼ、児童虐待の増加などが次々と指摘され、その対策の必要性が声高に主張されるようになった時期でもある。こうした潮流を受けて保育所保育指針第2次改訂では、「子どもを取り巻く環境の変化に対応して、保育所には地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割も必要」と、子育て支援が保育所の役割として明記されるに至っている。科目「保育原理」の記述内容も、そうした社会状況を反映させ、「子育てしやすい社会の構築」「子育ての社会的支援の必要性」「保護者支援」などが多く記述されるようになったものと思われる。

4. まとめと今後の課題

保育所保育指針制定以前に出版されたものから保育所保育指針の第2次改訂を受けて出版されたものまでの保育士養成テキスト「保育原理」の教授内容を分析することによって、保育の「原理」に通じる価値や理念、意義等がこれまでどのようにとらえてきたのかを整理してきた。テキストから抽出されたキーワードは多岐にわたり、それらは整理され明確に認識されたうえで共有されてきたとは言い難いのではないかとされた。ただそれらを内容の類似性に基づき整理すると、どの期にわたっても【個人の尊厳】、【子どもの権利保障】、【発達保障】、【人間形成】、【社会連帯】など、ほぼ同様の概念にたどり着くことが明らかになった。さらにそれらは相互に無関係の、全く独立した概念であるとは考えにくいことも浮き彫りとなった。つまり【個人の尊厳】のもとに【子どもの権利保障】や【基本的人権の尊重】が内包されており、そこには教育や【発達保障】という下位概念が位置づくと考えられた。さらに教育と【人間形成】はほぼ同義の概念である。保育の「原理」に通じる価値や理念、意義は、一つには【個人の尊厳】へと収束し、一つには個人が相互に支え合う【社会連帯】が存在するとも推測される。このことは、保育士の近接領域にある社会福祉士の価値が「人間の尊厳」と位置づけられ、世界共通の「普遍的価値」とされること（日本社会福祉会 2009）と、性質を同じくするのかもしれない。また社会福祉士が「社会正義」をもう一つの価値とするのに対して、保育では「社会連帯」が特有の価値につながる可能性も考えられる。しかしそれ以外に、より保育実践に即した原理にふさわしい概念があることも考慮に入れつつ、慎重に検討を重ねる必要がある。

具体的な抽出内容は、時代や社会背景によって揺れ動き、変化していることもうかがえた。岩間はソーシャルワークの分野において「時代の波に流され、ソーシャルワークが単にそこに漂流するということがあるのではない。『変わらないもの』、つまりソーシャルワークが依拠する根拠を常に意識しておくことが求められる」としているが（岩間 2010）、保育の分野においても、同じ社会福祉を一つの土台とする専門職として、「変わらないもの」「変えてはいけないもの」を明確にして行く必要がある。

本論の限界と課題として、キーワード抽出や分類の作業に恣意性が指摘されることは免れない。ただテキストマイニングなどの分析では、結局のところ抽象度の高い概念を抽出することは困難であると思われた。今後

は第三者の協力によりある程度の妥当性を担保したうえでの抽出を試みたい。第5期の分析も課題として残る。さらにテキスト分析からの抽出が「保育の原理」といえるとは限らない。テキスト以外の調査対象や哲学、保育思想史なども考慮に入れる必要がある。

注

注) 認識とは、「認め知ること、物事をはっきり知り、その意義を正しく理解・弁別すること」(小学館国語辞典編集部編(2006)『精選版日本国語大辞典第2巻』小学館, p.2066)、「物事の本質を十分に理解し、その物と他の物とをはっきり見分けること」(山田忠雄ほか編(1972)『新明解国語辞典第6版』三省堂, p.1138-1139)と定義される。

引用文献

- 青木一・大槻健・小川利夫他編(1988)『現代教育学事典』労働旬報社、p.627
- 秋山和夫・大場牧夫・岡田正章他(1990)『主体性を育てる保育へ』世界文化社、p.11
- 芦部信喜(高橋和之補訂)(2011)『憲法第5版』岩波書店、p.37、p.84
- 池本美和子(2007)「社会福祉と社会連帯思想」岡本民夫・田端光美・濱野一郎他編『エンサイクロペディア 社会福祉学』中央法規、p.276-277
- 泉千勢(1994)「新『保育所保育指針』と保育の課題」『社会問題研究』43(2)、p.207-235
- 岩間伸之他編著(2010)『ソーシャルワークの理論と方法I』ミネルヴァ書房、p.275
- 改訂新版哲学事典編集委員会(1971)『哲学事典』平凡社、p.458
- 倉橋惣三(1924a)「自発活動と目的活動」『幼児の教育』24(2)、p.36-47
- 倉橋惣三(1924b)「自発活動と目的活動(二)」『幼児の教育』24(3)、p.68-79
- 倉橋惣三(1924c)「自発活動と目的活動(三)」『幼児の教育』24(4)、p.102-108
- 汐見稔幸(2012)「保育学の自立を期して」汐見稔幸監著『保育学を拓く』萌文社、p.130
- 社会福祉士会編(2009)『改訂社会福祉士の倫理』中央法規、p.35
- 新村出(1983)『広辞苑(第3版)』岩波書店、p.1090
- 高橋さやか(1965)「保育所保育指針雑感」『幼児の教育』64(12)、p.28-31
- 高見勝利(2006)「平和主義」野中俊彦・中村睦男他『憲法I(第4版)』有斐閣、p.153
- 民秋言・小田豊・栃尾勲他編(2003)『保育原理』北大路書房、p.iii
- 民秋言(2009)「保育者養成と『保育原理』」民秋言編『保育原理』萌文書林、p.9
- 中央教育審議会(1996)「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第一次答申)」
- 中谷奈津子(2014)「保育士養成テキスト『保育原理』における教授内容の分析」『社会問題研究』63、p.1-12
- 日本大辞典刊行会(1974)『日本国語大辞典第7巻』小学館、p.368、p.140
- 林久雄・吉田宏岳編(1981)『保育原理』福村出版、p.6
- 福川須美(1991)「改訂保育所保育指針に関する一考察」『駒沢女子短期大学研究紀要』(24)、p.7-14
- 保育士養成課程等検討会(2010)「保育士養成課程等の改正について(中間まとめ)」厚生労働省
- 堀合文子(1970)「自発性を尊重した幼児教育方法を一考する」『日本保育学会大会発表論文抄録』(23)、p.175-176
- 堀合文子(1971)「自発性を尊重した幼児教育方法を一考する(その2)」『日本保育学会大会発表論文抄録』(24)、p.141-142

堀合文子（1972）「自発性を尊重した幼児教育方法を一考する（その3）」『日本保育学会大会発表論文抄録』（25）、p.157-158

Analysis of Contents of the Textbooks “Principle of Nursery Care and Education” for Training of Nursery Teachers (2) : Organizing the Value, Significance, Mission and Principles in Nursery Care and Education

Natsuko Nakatani

Osaka Prefecture University

Abstract

This study is aimed to organize how the value, significance, philosophy and principles in nursery care and education have ever been recognized. The subjects of analysis are the textbooks of “principle of Nursery Care and Education” published between before the formulation of Guideline for Nursery Care at Day Nursery and third update guideline, which have been used in the training of nursery teachers.

At a result, a huge variety of keywords were extracted from the descriptions in the textbooks. Therefore, it seemed that the people who learned the nursery care and education didn't regard them as common principles. After the similar keywords were put together into categories and were named, they were integrated through several stages into the final concepts, “individual dignity”, “guarantee of the children's rights”, “character-building” and “social solidarity”. It seemed that concrete keywords extracted from the textbooks were different according to the periods. It seems that we need to clarify what have to be left and maintained as the value and principles in the field of the nursery care and education. My agenda for a further study is to consider philosophy, historical thought in nursery care and education, and something other than textbooks as subjects of analysis.

Key Words: Principle of Nursery Care and Education, Value, Significance,
Mission Textbooks for Training of Nursery Teachers